

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 15 年条例第 33 号）第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 22 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 指定管理者の名称

名 称 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会

代表者 理事長 箭原 恭子

所在地 札幌市中央区大通西 19 丁目札幌市社会福祉総合センター内

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 札幌市ひとり親家庭支援センター

所在地 札幌市中央区大通西 19 丁目札幌市社会福祉総合センター内

3 管理を行わせる期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 管理業務の範囲

(1) 統括管理業務

(2) 施設・設備等の維持管理に関する業務

(3) 施設における事業の計画及び実施に関する業務

(4) 前各号に掲げる業務に付随する業務